

4 月教育委員会定例会議事録

午後 1 時 3 0 分開会・開議

平成 3 1 年 4 月 1 6 日（火）

午後 2 時 1 3 分閉会・散会

平成 3 1 年 4 月 1 6 日御坊市教育委員会定例会を御坊市教育委員会会議室に招集

議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期及び時間の決定

日程第 3 前回の議事録の承認

日程第 4 教育長の報告

日程第 5 議事

第 1 5 号議案 御坊市立学校管理規則の一部を改正する規則

第 1 6 号議案 御坊市立学校処務規程の一部を改正する規程

第 1 7 号議案 平成 3 1 年度御坊市教育行政基本方針について

第 1 8 号議案 御坊市公民館菌分館の運営委員の委嘱について

日程第 6 その他

(1) 行事予定について

(2) その他

日程第 7 次回開催日の決定

日程第 8 議事

第 1 9 号議案 御坊市児童生徒対策委員会委員の委嘱について

第 2 0 号議案 平成 3 1 年度日高地区教科用図書採択協議会規約の承認について

委員等定数 5名

出席委員等（4） ・奥 幹夫教育長 ・柚瀬真規子委員 ・坂田 豊委員
・芝崎二郎委員

欠席委員 （1） ・文蔵武人委員

説明のため出席した者の職・氏名

・教育次長 箱 谷 徳 一 ・生涯学習課長 森 田 誠
・教育総務課長 阪 本 興 平

本委員会の書記の職・氏名

・教育総務課長補佐 細谷 真名美

◎ 開会及び開議

○ 教育長から開会を宣告する。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名

○ 教育長から議事録署名委員に、芝崎二郎委員を指名する。

◎ 日程第2 会期及び時間の決定

○ 教育長から本委員会の会期を本日限りとし、閉会予定時刻は午後2時30分を目処としたいとの提案をした。出席委員に異議なく、会期及び時間を決定した。

◎ 日程第3 前回の議事録の承認

○ 教育長が、全委員に対して意見等を求めたところ、特段の異議、意見等なく、これを承認することとした。

◎ 日程第4 教育長の報告

1. 日高地方定例教育長会

4月12日に行いました日高地方定例教育長会の報告をさせていただきます。会議に入る前に、日高振興局から、毎年この時期に行っている日高管内の小学校に切り花や肥料を配布して日高地方の花について学んでもらうための花育活動というのがあるのですが、それについての協力

依頼がありました。それと、これも去年くらいから始まったのですが、日高地方の観光資源を学んで、体験できる観光ゼミナールをやっています。この２点については振興局のそれぞれの担当者から協力依頼がありました。また、日高町観光協会と県のホッケー協会からも、日高町には国体の時に使用したマツゲンスポーツグラウンドがあり、ここで６月に日高地方の中学生を対象に体験教室を実施し、ホッケー競技の裾野を広げたいとのことで協力の依頼がありました。以上、３件の協力依頼のあと、定例会に入りました。次に、何点か教育長会の報告をします。

１点目です。今年度の日高地方の教育長会の役員について、２年交代の今年はその１年目といたしまして、会長に由良町の寒川正美教育長、事務局に由良町の平林大輔指導主事です。

２点目ですが、日高教育支援事務所の体制について、所長はそのままで榎本龍也所長、指導主事が１人入れ替わりまして、濱上修指導主事がまなびの丘へ行き、代わりに丹生中から三浦勝志先生が指導主事として入りました。あとの体制はそのままです。

それから、当日、県の濱上人事主事から今年度の日高管内の人事異動の報告がありました。日高管内では異動件数は１４９件ということで昨年より２０件減っています。昨年もその前の年と比べると２０件ほど減っていて、年々異動の件数が減ってきています。これは、市町の交流が少なくなっている、異動の難しさが出てきていると言えます。

退職者については、校長で１２人、その内定年８人、体調の不具合で早期退職４人です。それから、教頭はゼロ、教諭が２７人、養護教諭が４人、事務で２人の退職者が出ました。

また、新たに採用、承認された先生は、校長が１２人、教頭も１２人、教諭が４０人です。教諭の内訳ですが、小学校が２２人、中学校が１８人です。あと、養護教諭が２人、事務が１人です。御坊市へは、小学校で御坊小２人、湯川、藤田、名田小学校へ１人ずつの計５人が、中学校では御坊中、湯川中へそれぞれ２人ずつ、河南、名田中学校へ１人ずつの計６人の合わせて１１人の先生が入って来ます。

今後は、管理職への昇任が多くなっていくということです。定年退職の先生が、今年度末は校長１５人、来年度末は校長１１人、教頭１人で、

管理職の先生の退職が減らないということです。逆に、今後も初任が多く入ってくるという状況が続くため、若手教員の育成が必要になってきます。

それと、人事担当から、働き方改革、管理職のリーダーシップ、勤務時間の把握、校務の効率化を図って多忙化の解消に努めてほしいという話がありました。以上が、日高管内の30年度末の人事異動の概況です。

そのあと、年度初めですので、平成30年度の事業経過と決算監査報告、平成31年度の事業計画、予算について協議しました。

それともう1点、日高地方の通級指導教室の報告を受けました。日高地方には御坊小学校に2教室、南部小学校、印南小学校、川辺西小学校、内原小学校に1教室ずつ通級指導教室があり、由良町にはなかったのですが、今年度から、由良小学校に1教室開設されました。以上が定例教育長会の主だった内容です。

2. その他

お手元に「御坊市運動部活動の方針」という冊子とその概要を置かせてもらっています。これは和歌山県から出された運動部活動方針を元にして、御坊市で作成したものです。今年度から、これに沿って中学校の運動部活動を進めて行きたいと思います。特にその中で、概要の3. 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方、(1) 休養日の設定のところで、1週間の内、1日は休養日を設ける。休養日は原則、土・日とする。大会等で休養日を土・日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなど、適宜、振り替えを行う。また、上記の休養日に加え、部活動の頻度や季節により、平日1日の休養日を取り入れる。ということで、土・日どちらかを休みにするということと、あと平日も1日休みをとって、どのクラブも同じ日に一斉に休みの日を作るということですが、そこまではまだ進んでいません。休養日については、部活動の頻度や季節ということで、いつも毎週平日1日休むということではなく、試験の時とかは集中して休みになりますし、そういうことを見ながら、月あるいは年間で週1回休みをとるような方向で進めてほしいと思っています。これについては、前年度9月から、2学期以降各学校でも実施していますので、今年度もそのような形になると思います。学校へは、まず校長会で

話しをしてから各学校へおろし、概要については、今後、内容や表現を考えながら保護者向けのものを作っていきたいと考えています。おおまかですが、運動部活動の方針については以上です。

それから、4月9日の入学式への出席ご苦労様でした。新年度が始まって1週間余りですが、各学校から特に問題点等は聞いていないので、いつもどおりのスタートができたと思っています。

以上が教育長の報告です。それではただいまの報告について質疑に入りたいと思います。なにか質問等ありましたらお願いします。特にございませんか。では次に進みます。

◎ 日程第5 議事

- 教育長から第15号議案と第16号議案は関連があるため一括して審議することを出席委員に諮り、全委員とも異議がなかったため一括審議することとした。

第15号議案 御坊市立学校管理規則の一部を改正する規則

第16号議案 御坊市立学校処務規程の一部を改正する規程

- 教育総務課長より、はじめに御坊市学校管理規則の一部を改正する規則の附則第2項の2行目「第11条の規定のより」を「第11条の規定により」と訂正があった。そのあと、「第15号議案の学校管理規則の一部改正ですが、改正点が3点あります。まず、1点目に学校運営協議会規則の制定に伴い、学校関係者評価及び学校評議員制度を発展的に解消するため、この部分を削除しています。2点目に学校教育法の一部改正に伴い、今年の4月から学習者用（子ども用）デジタル教科書を学校の判断で使用する事が可能になったことに伴い御坊市でも使用できるように例規の整備を行うものです。3点目に字句の訂正等、整備を行っています。

第16号議案の学校処務規程の一部改正ですが、この規程は学校管理規則の規定に基づき、使用する様式等を定めた規程でありますので、管理規則の一部改正に合わせ、様式の改正を行うものです。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。」と提案理由を説明した。

- 第15号議案と第16号議案について、教育長から出席委員に意見を

求めたところ、意見等はなく承認することと決定した。

第 17 号議案 平成 31 年度御坊市教育行政基本方針について

- 教育総務課長から、「平成 31 年度教育行政基本方針についてですが、43 ページ、44 ページの生涯学習の推進方針につきましては前年と変更点はありません。

学校教育基本方針ですが、平成 29 年 3 月に告示されました学習指導要領及び和歌山県教育委員会の平成 31 年度学校教育指導の方針と重点に基づいて変更を加えています。

変更した点について説明します。

38 ページの学校教育の指導方針の所へ 6 番目として「ふるさとに愛着と誇りをもち、ふるさとに貢献できる人材の育成をめざす。」という項目を加えています。同じページの学校教育指導の重点の 2 番、確かな学力の育成に努めるの 1 番目のマルで「「よくわかる授業」「力のつく授業」の実践をとおり、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、児童・生徒の学習意欲の向上に努める。」となっていたものを「「よくわかる授業」「力のつく授業」の実践をとおり、学習意欲を喚起し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの創造に努める。」としています。

40 ページですが、7 番キャリア教育の充実と職業教育の推進を図るの二つ目のマルで「自己の個性の理解と望ましい職業観・勤労観を育むため、ねらいや目的を明確にした職場体験学習等に取り組む。」となっていたものを「自己の個性の理解と望ましい職業観・勤労観を育むため、ねらいや目的を明確にした職場体験学習等に取り組み、社会参画の態度や自尊感情を養う。」としています。同じページの 8 番発達の段階に応じた国際理解教育を推進するの二つ目のマルで冒頭に「言語活動を中心とした」を加えています。

41 ページの 9 番幼稚園教育の充実を図るで、新たに「「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」をしっかりと見据え、園児の資質・能力を一体的に育むように努めるとともに、幼小連携・接続を推進する。」という項目を加えています。同じページの 10 番学校生活における災害

や交通に対する危機意識の高揚及び危機管理体制の充実を図るで、新たに「通学路における安全確保のため、地域や警察等と連携した街頭指導、交通安全指導に取り組むとともに、危機回避能力を身につけるための交通安全教育に努める。」という項目を加えています。同じページの11番主体性のある学校づくりを推進するのですが、去年は、「学校開放や学校評価等、学校からの主体的・積極的な情報発信、また、家庭・地域との連携強化等、信頼される学校づくりに努める。」の1項目であったものを「学校開放や学校評価等、地域に向け学校からの主体的・積極的な情報発信に努める。」と、「学校、地域がともに学校の運営に取り組む「学校運営協議会」を設置し、活動が継続的な取組となるように努める。」の2項目としています。

42ページですが、新たに「12番教育の情報化を推進する」という番号をおこし、「情報活用能力を高めるため、プログラミング的思考を育成し、発達段階に応じて体系的にICT教育を進める。」と、「ICTを効果的に活用した授業を推進し、児童・生徒にとってわかりやすく理解が深まる授業を進める。」の2項目を加えています。以上、ご審議の程よろしく願います。」と提案理由の説明があった。

- 第17号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、承認することと決定した。

第18号議案 御坊市公民館菌分館の運営委員の委嘱について

- 生涯学習課長から、「第18号議案につきましては、任期満了に伴い、御坊市公民館地区館及び分館の運営に関する規程第4条の規定により、下記名簿のとおり御坊市公民館菌分館の運営委員の委嘱の承認を求めるものです。新任の委員は、北野弘子氏、北岡清津子氏の2名で他は再任となります。任期は平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」と提案理由を説明した。
- 第18号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、意見等なく承認することと決定した。

◎ 日程第 6 その他

(1) 行事予定について

- 教育総務課長から、行事予定について報告した。

(2) その他

- 特になし。

◎ 日程第 7 次回開催日の決定

- 教育長が次回開催日について出席委員に諮り、5月21日(火)午後1時30分からとした。

◎ 日程第 8 議事

- 教育長が、「事務局から2件の議案を追加したい旨、提案がありました。」との報告をし、出席委員に諮り、全委員の同意を得て審議に入った。

第 19 号議案 御坊市児童生徒対策委員会委員の委嘱について

- 生涯学習課長から、「第 19 号議案につきましては、学校などからの委員推薦に時間を要したため、追加議案となりました。この議案につきましては、任期満了に伴い、御坊市児童生徒対策委員会設置要綱第 3 条の規定により、別紙名簿のとおり委員の委嘱の承認を求めるものです。新任の委員は、中学校校長代表の栗山氏、小学校校長代表の玉置氏、御坊中学校長の岩国氏、湯川小学校長小谷氏の 4 名で他は再任となります。任期は平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。」と説明があった。
- 第 19 号議案について、教育長から出席委員に意見を求めたところ、特段の意見等なく、第 19 号議案については、承認することと決定した。
- 議事に入る前に、教育長から、第 20 号議案の審議については、御坊市情報公開条例第 7 条第 5 号に規定する意思形成過程に関わることであるため、秘密会において審議することを出席委員に諮り、全委員の同意を得た。なお、議事録は作成し、9 月 1 日以降に開示することとした。

(秘密会 午後 2 時 9 分～午後 2 時 13 分)

第20号議案 平成31年度日高地区教科用図書採択協議会規約の承認について

○ 教育総務課長から「本年度、小学校の教科用図書については平成29年3月に告示された新しい学習指導要領の教育課程に基づく教科用図書の採択、中学校の教科用図書については、平成20年3月に告示された学習指導要領の教育課程に基づく教科用図書の採択を行う年に当たります。ただ今配布しました規約案につきましては、平成32年度から小中学校で使用する教科用図書を決定するための採択協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたもので、協議会を構成する教育委員会は、日高地区1市6町教育委員会及び御坊市日高川町中学校組合教育委員会で、協議会の委員は、構成教育委員会の教育長を充てることになっています。この規約案について、日高地区の各教育委員会においてご承認いただく必要がありますので、教育委員会の承認を求めるものです。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。」と提案理由の説明があった。

○ 教育長から「今まで小学校用教科書と中学校用教科書の規約が2つに分かれていたのですが、中身はほとんど変わりなく、県下でも2つに分かれているところはないため、平成31年度は小中学校それぞれ採択があり、これを機会にひとつにまとめてようということで、県の指導の下、教育長会で規約について協議しました。」といきさつについて補足説明をしたあと、出席委員に意見を求めたところ、特に意見等なく承認することとした。

◎ 閉会及び散会

○ 教育長から平成31年4月16日（火）の御坊市教育委員会定例会の閉会を宣告する。

閉会時刻 午後 2時13分 閉会・散会

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

署名委員